

議案第 6 1 号

岩倉市個人情報保護条例等の一部改正について

岩倉市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(岩倉市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 岩倉市個人情報保護条例（平成17年岩倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第30条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岩倉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(岩倉市手数料条例の一部改正)

第3条 岩倉市手数料条例（平成12年岩倉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第9行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。